



ご自分の避難場所をよくご確認ください

特集①

災害発生... いざ、という時は こちらの避難場所へ

避難場所・避難所マップ

- 地図のマーク
番号 避難場所 兼 避難所
- 地図のマーク
番号 避難場所



日頃から防災の備えを大切に

これからの季節、台風や長雨などによる自然災害が起こりやすい時期になりました。いざという時に対処するためには、日頃から各家庭での防災の備えが大切です。また、災害が発生した場合の避難場所や避難方法などについても、ご家族で確認しておきましょう。市では、万一の災害発生時に備え、「かすみがうら市地域防災計画」を策定し、その中で避難場所と避難所を指定しています。

避難場所・・・災害が発生したとき、生命の安全を確保するために一時的に避難する場所

避難所・・・被災者の住宅が回復されるか、応急仮設住宅へ入居するまでの一時的な生活場所
避難場所の役割を兼ねます

避難の心得

- ◆正しい情報のもとに行動を
 - ・市・消防署や警察署などの正確な情報で行動を！
 - ・火元、コンセントをチェック！
- ◆避難場所へは徒歩で
 - ・家族そろって隣近所ですぐ声の掛け合いを！
 - ・避難場所へは必ず徒歩で！
 - ・車の運転中に避難する際は、サイドブレーキを引き、キーをつけたままにして徒歩で避難を！
- ◆避難時の持ち物や服装
 - ・避難する際の持ち出し品は最小限に！
 - ・両手が自由になるようリュックサックで！

あじさい館周辺拡大図



稲吉地区周辺拡大図



避難場所 兼 避難所			
番号	施設名称	所在地	電話
1	志筑小学校	中志筑 1037	0299-23-4508
2	新治小学校	西野寺 736	0299-22-2314
3	千代田中学校	上佐谷 990	0299-59-3502
4	上佐谷小学校	上佐谷 1837	0299-59-2004
5	七会小学校	上稲吉 182-2	0299-59-2002
6	下稲吉小学校	下稲吉 1623-5	0299-59-2054
7	下稲吉中学校	下稲吉 2273-2	029-831-7400
8	下稲吉東小学校	下稲吉 2286	029-831-8878
9	下大津小学校	加茂 4469	029-828-1010
10	美並小学校	深谷 3660-1	029-897-1231
11	南中学校	深谷 3398-2	029-897-1211
12	牛渡小学校	牛渡 2873	029-897-1241
13	佐賀小学校	坂 2039-1	029-896-1004
14	安飾小学校	安食 2235	029-896-1007
15	北中学校	下軽部 1232	029-896-1213
16	志士庫小学校	宍倉 1594	029-897-1225
17	宍倉小学校	宍倉 5462	029-897-1235
18	わかぐり運動公園体育館	新治 1813-2	0299-59-2909
19	多目的会館	深谷 3671	
20	体育センター	深谷 3682-1	029-898-2228

避難場所			
番号	施設名称	所在地	電話
1	老人福祉センター	上佐谷 33	0299-59-4648
2	茨城千代田農協志筑支所	下志筑 320-1	0299-23-4567
3	やまゆり保育所	五反田 298-20	0299-59-2172
4	第2常陸野公園	中佐谷 671-1	
5	関鉄自動車工業	上稲吉 1828	0299-59-3115
6	わかぐり保育所	下稲吉 519-2	0299-59-2882
7	稲吉ふれあい公園	稲吉 4-10-1	
8	勤労青少年ホーム	稲吉 2-6-25	029-831-5896
9	働く女性の家	稲吉 3-15-67	029-831-2234
10	逆西防災広場	稲吉 2-9-18	
11	牛渡地区公民館	牛渡 2827-9	029-897-1255
12	農村環境改善センター	坂 934-1	029-896-1138
13	安飾地区公民館	安食 2287-4	029-896-1230
14	志士庫地区第1公民館	宍倉 3622-4	029-897-1253
15	志士庫地区第2公民館	西成井 85	029-897-1252
16	大塚ふれあいセンター	下稲吉 1868-22	0299-59-4088
17	千代田保健センター	上土田 433-2	0299-59-3645
18	霞ヶ浦保健センター	深谷 3671-2	029-898-2312



税源移譲

- ・気になる住民税の改正点を4つのQ&Aで解説!
- ・実際の変更額をモデルケースで確認!

特集②

税源移譲によって住民税が変わります

国から地方への税源移譲によって、皆さんの所得税と住民税（市県民税）の納税額が変わります。多くの方は、既に所得税が減っていますが、その代わり6月からの住民税が増えることとなります。

税源移譲による所得税と住民税を合わせた1年間の負担額は基本的には変わりませんが、その他の制度改正などにより納税額は変わりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。【税務課 住民税係 ☎内線 1128～1130】



A.2 Q.2

いつから影響がでるの？

給与所得者・年金受給者・事業所得者などで影響の出る時期が異なります

給与所得の方は、平成十九年一月に支給される給与から源泉徴収される所得税が減っていき、そのかわり六月から住民税が上がります。しかし、税源移譲とは、基本的に、一年間の所得税と住民税を合わせた負担額はこれまでと変わりません。

また、年金受給者、事業所得者などは、年金の支給月や事業の申告時期の関係で、六月からの住民税が増え、所得税が減る時期が異なります。

※ただし、一定の高額所得者については、逆に所得税が増え、住民税が減ります。

確かに給与明細書の所得税と住民税の額が変わっていたわ！



税源移譲による影響の発生時期

	給与所得者	年金受給者	事業所得者 (確定申告される方)
所得税	平成19年1月源泉徴収分から減っています (毎月源泉徴収)	平成19年2月源泉徴収分から減っています (2カ月ごとに源泉徴収)	平成20年3月の確定申告で減ります ※予定納税の場合は、平成19年7月から減り、確定申告で精算します
住民税	平成19年6月分から増えます (毎月特別徴収)	平成19年6月分から増えます (納付書での普通徴収)	平成19年6月分から増えます (納付書での普通徴収)
	税負担の減少が先行します		税負担の増加が先行します

平成18年

- 所得税 税額の10%を控除 (12.5万円限度)
- 住民税 税額の7.5%を控除 (2万円限度)

↓

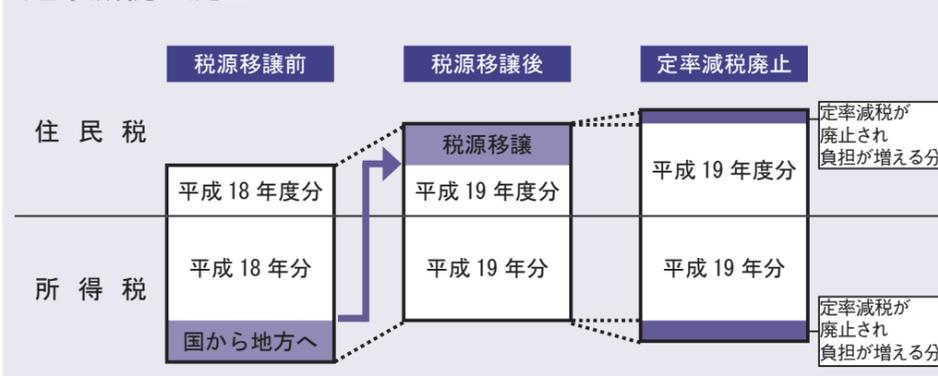
平成19年 廃止

所得税は平成19年1月分から
住民税は6月分から負担が増えます

定率減税は、平成十一年から当時の日本の深刻な経済不況に対応して、景気対策として導入された特別な減税です。平成九年のアジア通貨危機による銀行や証券会社の破綻、平成十年、オイルショック以来の日本経済実質マイナス成長など、定率減税はこのような中で、緊急避難的にとられたものでした。

近年、日本の経済状況は、定率減税の導入時に比べて大幅に改善してきており、今後も、引き続き景気回復が見込まれているため、定率減税は、平成十八年に半減、平成十九年に廃止されることになりました。

定率減税の廃止について



A.1 Q.1

どうして税源を移譲するの？

地方団体が創意工夫する行政サービスを提供できるようにするためです

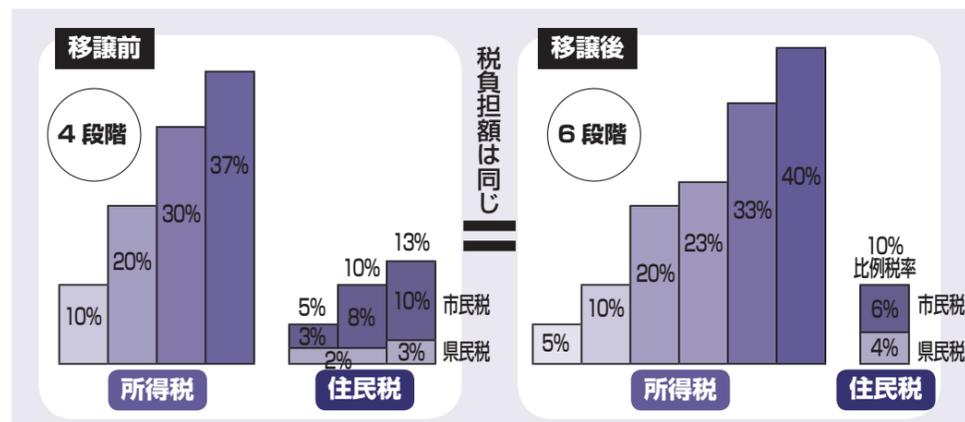


平成十九年から「三位一体改革」の一環として、所得税から住民税へ三兆円の税源が移譲されます。三位一体改革は、「地方に出来ることは地方に」という理念の下、地方の権限・責任を拡大することを目的に行なわれるもので、このうち税源移譲とは、納税者が国へ納める税（所得税）を減らし、県や市に納める税（住民税）を増やすことを言います。

これまで、国からの補助金があったとしてもその使い途は制約されてきました。税源移譲によって、国からの補助金のもとになっている所得税を減らし、住民税を増やすことで、市の創意工夫で、行政サービスを提供する幅が増えるようになります。

税源移譲の方法は、①所得税の四段階超過累進税率を六段階に細分化 ②住民税の三段階の超過累進税率を一律十パーセントに

基本的に税源移譲による年間の納税負担は同じです



A.3 Q.3

税源移譲で年間の税負担額は変わらないはずでも、納税額が増えているのはなぜ？

定率減税が廃止されたからです



税源移譲・定率減税の廃止などを考慮したモデルケース

[所得税・住民税の負担変動のイメージ]

＜例1＞給与所得者（単身） (単位:円)

給与収入	所得 税			住 民 税			所得税+住民税
	平成18年分	平成19年分	増 減	平成18年分	平成19年分	増 減	増 減
300万円	111,600	62,000	▲ 49,600	63,600	130,500	66,900	17,300
500万円	232,200	160,500	▲ 71,700	154,700	264,500	109,800	38,100
700万円	426,600	376,500	▲ 50,100	291,000	408,500	117,500	67,400

＜例2＞給与所得者（夫婦と子供2人[子供のうち1人は特定扶養]） (単位:円)

給与収入	所得 税			住 民 税			所得税+住民税
	平成18年分	平成19年分	増 減	平成18年分	平成19年分	増 減	増 減
300万円	0	0	0	12,300	13,000	700	700
500万円	107,100	59,500	▲ 47,600	74,300	139,500	65,200	17,600
700万円	236,700	165,500	▲ 71,200	185,300	297,500	112,200	41,000

＜例3＞年金受給者（単身[65歳以上]） (単位:円)

給与収入	所得 税			住 民 税			所得税+住民税
	平成18年分	平成19年分	増 減	平成18年分	平成19年分	増 減	増 減
200万円	31,300	17,400	▲ 13,900	7,300	27,400	20,100	6,200
250万円	73,100	40,600	▲ 32,500	43,700	87,700	44,000	11,500
300万円	115,000	63,900	▲ 51,100	65,300	134,200	68,900	17,800

＜例4＞年金受給者（夫婦[本人65歳以上、70歳未満の配偶者を扶養]） (単位:円)

給与収入	所得 税			住 民 税			所得税+住民税
	平成18年分	平成19年分	増 減	平成18年分	平成19年分	増 減	増 減
200万円	0	0	0	0	0	0	0
250万円	37,300	20,700	▲ 16,600	27,700	50,500	22,800	6,200
300万円	79,200	44,000	▲ 35,200	49,300	97,000	47,700	12,500

※平成18年(度)分の所得税と住民税の合計に比べて平成19年(度)分が増えているのは、定率減税が廃止されたことなどによります。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※年金収入が245万円以下の方の住民税は、65歳以上の方への非課税措置が廃止されたことに伴う経過措置として、平成18年度は税額の2/3を、19年度は税額の1/3を控除しています。

※住民税には、均等割が含まれています。

◎国民健康保険税や介護保険料への影響について
税源移譲や定率減税の廃止で住民税額が変わった場合でも、国民健康保険税と介護保険料への影響はありません。

総務省のホームページで 住民税額の試算ができます

総務省 HP <http://www.soumu.go.jp/>

最下段「政策ズームアップ」⇒「税源移譲」⇒「詳しい平成19年度の住民税額の試算はこちら」を参照してください。
(給与・農業・不動産・公的年金等雑所得のみの計算になります。)

A.4 Q.4

平成十八年度住民税から廃止されましたが、急激な税負担緩和のため経過措置があります

老年者非課税措置は完全に廃止されたの？

平成十七年一月一日現在、六十五歳以上の方（昭和十五年一月二日以前に生まれた方）で平成十八年中の合計所得金額が百二十五万円以下の方は、平成十九年度まで経過措置があります。（年金収入のみの場合は、年金収入の額が二百四十五万円以下の方。）



代わりに：寡婦(夫)控除

六十五歳以上の方に適用されていた老年者控除が廃止されたことにより、寡婦(夫)に該当する方は、「寡婦(夫)控除」を受けることが出来るようになりました。控除をするには、申告などで申請が必要です。
〔寡婦(夫)とは〕
配偶者と死別または離婚した後、婚姻をしていない方（所得金額や扶養親族の有無などの詳細な規定がありますので、お問合わせください。）

経過措置による住民税の負担額の推移

平成18年度			平成19年度			平成20年度		
均等割	市民税 1,000円 県民税 300円		均等割	市民税 2,000円 県民税 600円		均等割	市民税 3,000円 県民税 1,000円	
所得割	市民税・県民税の定率減税後の税額の2/3を控除		所得割	市民税・県民税の定率減税後の税額の1/3を控除		所得割	控除なし	

これらの制度改正で税負担が変わらないようにするための次のような措置と申請があります

◎調整控除

住民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があります。そのため、住民税の税率を五パーセントから十パーセントに引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは税負担が増えてしまう場合があります。
そこで、税源移譲の制度は、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税を減額し、税負担が変わらないようにしています。

◎住宅ローン控除 申請

今回の税源移譲によって所得税額が減少することに伴い、所得税の住宅ローン控除額が減少する方がいます。減少した分は、申請により、平成二十年度分以降の住民税から減額されます。（平成十八年度までに入居していた方に限ります）

申請 ↓ 平成二十年二・三月の確定申告時期に申告会場で申告（以後毎年申告が必要ですよ）

◎退職者など

税源移譲による税負担は基本的に変わりませんが、退職などで、平成十九年中の所得が大きくなった場合、所得税だけが増えることとなります。
このような場合、申請により、平成十九年分の住民税を税源移譲前の額まで減額する経過措置があります。（平成十九年度の住民税のみ）

申請 ↓ 平成二十年七月中に税務課へ申請

その他の申請

◎市民税の減免 申請

次のいずれかに該当し、必要と認められる場合、市民税の減免を受けることが出来ます。

- ①生活保護者など
- ②学生や生徒
- ③民法第三十四条の公益法人
- ④管理組合法人や団地管理組合法人など

申請 ↓ 納期限七日前までに税務課へ申請してください